

会 議 録 (要 旨)

会 議 名	令和 7 年度第 6 回武蔵村山市行政評価委員会
開 催 日 時	令和 7 年 1 0 月 1 7 日 (金) 午後 1 時 5 8 分から午後 4 時 3 8 分まで
開 催 場 所	3 0 1 会議室
出席者及び 欠 席 者	出席者：坂野委員長、栗原副委員長、齊藤委員、横山委員、今井委員、池鯉鮒委員 欠席者：なし 事務局：企画政策課長、行政管理係長、行政管理係主任 説明員：職員課人材育成担当課長、職員課研修厚生係長、ごみ対策課長、道路下水道課長、道路下水道課維持補修係長
報 告 事 項	令和 7 年度第 5 回行政評価委員会の会議結果について
議 題	1 事務事業の外部評価について 2 行政評価委員会としての意見整理 3 令和 7 年度行政評価報告書について 4 その他
結 論 (決定した方針、残された問題点、保留事項等を記載する。)	<p>議題 1 事務事業の外部評価について 「No. 3 職員自己啓発助成金」、「No. 9 資源回収奨励金」及び「No. 1 3 私道整備補助事業」について、外部評価を実施した。</p> <p>議題 2 行政評価委員会としての意見整理 第 4 回会議で審議した事務事業 2 件に係る外部評価 (修正案) 及び第 5 回会議で審議した事務事業 2 件に係る外部評価 (案) について確認し、以下のとおりとした。</p> <p>○No. 1 2 子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター事業) … 原案のとおりとした。</p> <p>○No. 1 0 重度心身障害者おむつ給付事業 … 原案のとおりとした。</p> <p>○No. 1 5 市民駅伝競走大会実施事業 … 委員の意見を踏まえ、事務局で修正案を作成次第各委員に送付し、確認することとした。</p> <p>○No. 1 4 外国青年英語教育推進事業 … 委員の意見を踏まえ、事務局で修正案を作成次第各委員に送付し、確認することとした。</p> <p>議題 3 令和 7 年度行政評価報告書について 令和 6 年度行政評価報告書の構成を基に、令和 7 年度行政評価報告書の作成を進めることとした。</p> <p>議題 4 その他 第 3 回から第 6 回までの会議録、本日審議した事務事業 2 件の外部評価 (案)、第 5 回で審議した事務事業 2 件の外部評価 (修正案) については、作成次第各委員に送付し、確認することとした。 その後、本年度審議した全ての外部評価調書を含めて「行政評価の外部評価結果」として整理し、委員長による決定を経て市長に提出す</p>

	<p>ることとした。</p>
<p>審議経過 (主な意見等を原則として発言順に記載し、同一内容は一つにまとめる。)</p> <p>(発言者) ○印=委員 ●印=説明員 ■印=事務局</p>	<p>報告事項 令和7年度第5回行政評価委員会の会議結果について 会議資料に基づき事務局から報告した。</p> <p>【質疑・意見等】 ○ 特になし。</p> <p>議題1 事務事業の外部評価について 事務事業の外部評価について、会議資料に基づき事務局から説明した。</p> <p>【質疑・意見等】 ○ 特になし。</p> <p style="text-align: center;">- - - - - 事務事業の外部評価に関する審議 - - - - -</p> <p>No.3 職員自己啓発助成金</p> <p>職員自己啓発助成金の概要及び内部評価について、評価調書に基づき所管課から説明した。</p> <p>【質疑・意見等】 ○ 職員の自己啓発はとても大切なので資格取得に係る支援制度も必要だと理解できる。しかし、本制度の利用者は年間1、2人で利用実績が乏しいが、所管課として良いのか。 ● 人材育成については、職員課が主体となり職員に対して各種研修を実施している。自分で勉強したいという意欲がないと身に付かないので、自己啓発は人材育成の中で重要だと考えている。本制度を活用し、職員には意欲的に資格取得に向けて取り組んでもらいたいが、業務が多忙の中、なかなか活用されていない状況であり、課題と捉えている。 ○ 補助対象の資格は59でよいのか。 ● 武蔵村山市職員自己啓発助成金交付要綱第3条の別表に規定する59の資格と、他に市長が必要と認める資格としている。 ○ 59の資格には、仕事に直接的に役立つと思われる資格と、そうでないと思われる資格がある。資格によって異なるだろうが、実際に仕事をする上で直接的に役立つかや、それを職員が実感できるのかが気になる。 ○ 要綱上の59の資格を取得することで、何らかのインセンティブはあるのか。給与や人事に活かしてよいとも思えるし、昇給や昇進の際に影響があるのか伺いたい。 ● 実際には昇給のほか、当該資格を取得しさえすれば、職員本人が希望する部署に異動できるという確約はできない状況である。 ○ 確約できないのは理解する。しかし、資格取得しても何も影響がないのであれば、その資格の有無は関係なく、必須ではない資格だとい</p>

う気がしてしまう。

- 確約はできないものの、例えば介護分野に配属されたい、情報管理の部署に異動したいという職員が関連する資格を取得した場合は、資格の登録制度がある。それに登録し、人事担当へ異動希望を申告できる自己申告書の中で資格を取得したので活かしたい旨を申告することもできる。その内容を踏まえて人事異動の際の参考になっているというケースは現状ある。
- 本制度とは関係なく、59の資格のいずれかを取得している職員はどの位なのか。また、どういう経緯で資格を取得したのか、その実態を知りたい。
- もともと資格を所有する方は専門職が多い。現状では栄養士や保健師など、職員採用の際に専門職として市役所に入庁している職員である。市の専門職の資格は、入庁後に取得したという職員は少ないと思われる。
- 本当に仕事に必要な資格で、その資格がなければ業務を遂行できないものはないようである。逆に職員にその資格があると役立つ、あるいは従事する業務でその資格を所有する方が多いものはあるのか。
- 技術職の職員の中で中型自動車免許に関する資格取得の要望が増えている。法律上では普通自動車免許では準中型及び中型トラックを運転できないので必要だという話を聞いている。
- 資格に加えることはあるのか。
- 当該業務の遂行上で必要だと分かれば、そういう資格も対象資格に加えていくことも考慮しながら、支援していきたいと考えている。
- 職員に対して取得を推奨している資格はあるのか。
- 職員課で啓発を促す資格の中では、ITパスポートや自治体法務検定の資格取得を職員に勧めている。庁内のDXを推進したり、法律を勉強せずに中途採用で入庁する職員もいるため、資格を取得して業務に活かしてほしいと考えている。
- 本市の職員数を伺いたい。
- 正規職員が約400人、その他に会計年度任用職員が約400人である。
- 民間企業のように市役所も昇進する際に試験制度があるのか。
- ある。市職員として入庁した際、職員の職種は主事から始まるが、次の職種の主任に昇任する際は筆記試験と面接を実施している。それ以降の係長職、課長職、部長職については全て選考制で昇任・昇格していく。
- 主任に昇任する際の試験のみなのか。
- そのとおりである。
- その昇任試験はどのような内容なのか。
- 筆記試験と面接を実施している。一般常識などの基礎的なもの、財務や法務などの事務手続上のものなど、仕事で必要な内容である。また、法律関係や実務に直結するものを試験問題として出題している。
- 警察を例にすると階級社会のため、その都度昇任試験が実施される。採用時は巡査から始まり、巡査部長、警部補、警部、警視と昇任

していくが、各試験の合格はとても難しい。試験内容も多岐にわたり、法律や実務に関連する設問や、論文作成のほか、武道に係る実技もある。それらを全て突破して面接にも合格すると階級が上がるので、警察官は何度も試験を経験することになる。

自己啓発とは意味合いが違うかもしれないが、試験勉強などは自己を高めていくのに非常に有効で有意義だと思料する。全く試験を受けずに、巡査の階級のままの方もいるが、少しでも高みを目指そうと努力することが多い。

本市の職員は主任試験の1回だけで試験制度がない。そういう試験や資格の目標が定められていれば、それに向けて勉強するのに非常によいと思う。何らかの理由付けや動機付けをすることで自己啓発の向上に結び付くように思う。

- 本制度で資格取得の際に助成金が交付されることは、職員も理解してるのか。
- 新任職員の入庁時に本制度を案内に加え、年1回程度、庁内のグループウェアに本制度を掲載して周知している。
- 逆に周知されてるにもかかわらず、年間の利用者が2人しかいない。周知が不足していると思われたがそうでもないようである。予算に限りがあるが、是非とも職員にはいろいろな資格を取得してもらいスキルアップしてほしい。
- 助成対象となる資格について伺いたい。資格一覧にある59の資格には、それほど簡単に取得できる資格ではない行政書士や税理士も含まれていると思う。
- 御意見のとおりである。
- 職員が実際に取得する資格は、令和6年度実績をみると、簿記や社会福祉士なので、多少業務には絡む部分はあると思う。社会福祉士は、福祉関係の仕事が好きで、その部署に異動したいという職員には有用だろう。簿記は、会計部門に配属を希望する方は帳簿が読めないといけないし、どの部署でも数字を扱うので大事だと思う。

あるいは、実際に資格を取得しなくても、簿記程度であれば多少職員間で勉強会を開催してもよいと思う。庁内で職員が勉強会を開催することに対しても助成するほうが有効かもしれない。
- 個人的に勉強している職員は大勢いると思うが、助成金の請求をしていない資格取得者はいないのか。また、領収書の提出など、本制度の申請自体が職員は面倒だと感じることもあり得ると思う。本人にとっては実際に合格するか分からずに、教材費を半分助成するよう言い出しにくい人もいないのではないか。せっかく予算があるなら、同じ部署などの職場内で気づいた同僚や上司が、本人の代わりに申請できるようにするなど、申請方法や助成方法を検討する余地はないか。
- 公金を用いて資格取得の費用を助成する制度のため、申請自体は本人が原則となり、本人以外は認められない。
- 実際に資格に合格したかを判断するのに、領収書の添付は必須なのか。
- 公金の支出となるので、領収書等の関係資料は添付してもらうこ

とになる。また、安易にハードルが下げられない。申請だけで勉強していないとならないよう、資格取得までと定めている。

- 不合格の場合、助成金は支給されないのか。
- 支給されない。
- 必ず合格しないとイケないものとは別に後から支給はできないか。例えば、資格取得の事実を確認後に、報奨金のように助成金を支給する方法もあり得ると思う。インセンティブの話があったが、人事考課によって各職員が、どの資格を取得しているかを毎年確認しているなら、取得年月日が市役所への入庁後であるなら、対象者へ助成金を支給する方法もあるだろう。
- 職員の勉強会に対して補助するような制度は、やはり事前申請しないと領収書まではそろえられないと思う。
- 本制度とは違うが、自己啓発という観点で考えると、仲間同士のグループで集まり勉強会をするために、各種経費や計画書がかかり、それこそ事前申請で購入して勉強すると報告すれば費用は支払われるのか。グループを作って自己啓発するなら対応できそうである。
- 勉強会については、本事業とは別事業で職員自主研修グループ費用助成制度があるので、研修・研究に関する費用や必要な開催場所の借用費用などは助成できる。
- インセンティブとして、今の部署ではなく、別の業務をしたいと希望する職員がいた場合に、当該部署に異動するというのは、人事上は必ずしも確約できないとの話だった。しかし、やはり資格があるという意味の中では、その資格に適したポジションもあるので、人事考課とは別で、職員の求めるキャリアアップで理想とするキャリアパスをサポートしていく仕組みが、本制度の充実と合わせて必要だと思料する。
- キャリアパスについては、現状は資格と仕事は一致していない状況である。しかし、人事考課の自己評価で「自分で自己研鑽しているか」という項目があり、勉強している職員は一定の評価を得ている。今後は人材育成と連携しながら制度を作らないとならないと考えている。
- そういうことが周知されると、少しインセンティブを働かせることができるだろう。
- ITパスポートや自治体法務検定の資格取得を推奨していると話があったが、市や人事育成部門で一定の方針を示して重点を置いた方がよい。

市で求める人材として、職員にもっと高めてほしい資質やスキルが分かるよう、5年間程度の計画を見通して示すとより分かりやすい。どういう人材を求めるか、市で政策やポリシーがあるのなら大々的にメッセージを発信し、同時に、その人材へ資格取得を推奨していくことが重要である。また、やはり市として希望する人材がいるのであれば、資格取得したら報酬などのインセンティブをつけるべきではないかと思う。

例えば、ITスキルの高い職員が増えることで、政府や東京都の方針を踏まえ本市のDXにも積極的に貢献していくことで、DXの実

現が出来るとしたら、市としても組織として有益であるので、その部分は報酬として職員にも還元してあげるとよい。

あるいは、人事考課制度の中に特に重点項目を設けることで、「IT化に貢献した」という項目を達成した方は、他の自己研修よりも高めに評価されるなど、そういうことが明確に伝わるとよいと思う。

- ある民間企業では、年間に一つ資格を取得する形にしており、その中にはキャリアパスを示している。例えば、主事から主任に昇任するには資格のレポートのうち二つは最低限合格している必要があると示している。当然その評価以外にも別途あるが、最低限の知識を得ておかないとならない。

例えば、資格取得助成金ではなく、報奨金制度として難易度に応じて給付される金額が変わるような形にしてはどうか。逆に人事効果制度の中でも当該資格を所得すればよいというだけではなく、資格取得して学び続ける姿勢があると判断でき、業務においても新たな取組をやってみようというプラスの考えをもつ人材だと評価できないか。実際に資格取得したという確実に評価できる部分を含めて、職員本人のやる気や新たなことを知ろうとする力を評価の中に織り込んでいく、また、昇任昇格にも活かしていく風土が出来上がると、職員が意欲的に勉強したり、資格取得しようという動きにつながるとよい。

- 会計年度任用職員に対しては、本助成金が対象外という点が気になるが、いかがか。
- 会計年度任用職員が正規職員と同等にフルタイムで勤務する自治体もあると思う。本市ではフルタイム勤務ではなく、会計年度ごとの補助職員という取扱いになるため本制度の支援対象になっていない。
- 会計年度ごとの補助職員という側面を考えれば納得する点もある。一方で、調べると会計年度任用職員に対しても資格取得の補助制度を適用する自治体もあるようだ。専門業務に携わる会計年度任用職員に対しては、もともと業務上の当該資格が必要だという整理になっているものと思われる。
- 会計年度任用職員が正規職員と同様、現状の業務ではなく新たな仕事に就きたいと思い始めた際、新たに資格取得し、当該部署の職員になろうとするケースはないのか。

もしケースがあるなら、それを支援する必要性はないかが気になる。仮に会計年度任用職員が資格取得して本市の職員を辞め、他市の職員に採用されることもあり得ると思う。補助職員という立場だからと、会計年度任用職員への資格取得の補助を全く対象としないのは、本当に市としてよいのかが疑問である。

市に貢献してもらうためには支援の方策があること自体は、会計年度任用職員にとっても、スキルアップやモチベーションにつながるだろう。今すぐに現状の会計年度任用職員の働き方を変更してほしいわけではないが、本市は正規職員と同等の400人程度の会計年度任用職員が在職している。やはり組織の半数を占める会計年度任用職員のモチベーションやスキルの問題は、何らかの検討が必要

であると思料する。

- 令和6年度実績で簿記検定3級で本制度の助成額は2,475円である。規定上では半額又は2万円のどちらか少ない方で支給するとあるが、総額4,950円がかかったとして、簿記検定3級の受験費用自体が3,850円かかるため、当該職員は1,000円程度の自費で頑張っている。検定受験料や参考書代を含めても実際にはもっと費用がかかっているのではないか。
- 参考書代と受験料代の半額を支給したという記憶である。
- 努力家で真面目な申請だろうと思うが、もう少し助成してもよいと思ってしまう。
- 他市では秘書検定が含まれていた。本市にも秘書広報課があり秘書検定は有用だと思うので、本制度を周知するタイミングで秘書検定など個別の資格をPRしていくという手法もあると思う。
- 今の話であるが、実際は同要綱上に設けていない資格を取得したいという申出があった事例があり、その場合、秘書検定は秘書業務と密接に関係するため、必要である旨を所属長からの証明があれば本制度の助成対象にすることもある。
- 要綱の別表第60号でよいか。
- そのとおりである。助成を適用するかは審査が必要である。
- 過去にそういった証明の提示により助成した資格はあるのか。
- 複数の事例がある。要綱上に規定する資格だけでなく幅を持たせている。
- 59の資格以外の資格に適用するには、職員本人というよりも、その所属長の意識がとて大きく影響するだろう。自分の部署の部下に良い仕事してもらいたいと考え、そのためには当該資格を取得してほしいと、職員本人へ提示するような職場の風土などがあればよい。職員本人の評価の話をしてしたが、所属長の評価としても、どの位資格を取得させ、それに伴い業務が改善したかまで評価に含めていくとよい。例えば、秘書広報課で秘書検定の資格が必要だから是非取得させたいと申請させ、取得時には本人のほか、所属長も評価に加わるとよいだろう。
- これまでの話をまとめると、本事業は、職務に関連した資格を取得した職員に対し、資格取得に要した費用の一部を助成することにより職員の能力開発と資質向上を図るものであり、職員の自己啓発意欲の向上を図る上で、一定の意義が認められることから、今後も継続することが適当である。

他方、全職員への周知を行っているにもかかわらず、近年利用実績が乏しいことから、いかに利用促進を図り、制度を活発化するかが課題となっている。利用実績が低調である理由には、多岐にわたる資格を取得することに対して、職務の遂行上の必要性や自己のキャリアアップへの有用性が職員に伝わりにくいためと思料する。

よって、今後は、人材育成部門においては、人事の制約はあるものの、職員の資質を活かせるようキャリアパスを明示し、職務に生かせる資格の取得については実施している研修と関連付けるなど資格取得を促すことが重要である。また、各職域においても取得した資格を

職務に生かす機会を創出できよう支援するなど、職員が自発的な能力開発に取り組む環境を構築することが肝要である。そのためには、資格取得した職員へのインセンティブの付与や所属長がキャリアパスを踏まえ資格取得の支援を行う組織風土を醸成し、資格取得や資格取得を支援した職員の人事考課へ反映させるなど、自己啓発や資格取得による成果が体感できる仕組づくりにつながるよう、工夫改善することが望ましい。

また、本市の組織体制を鑑みると、会計年度ごとの任用であり、補助職員という側面があるものの、職員と同等数が在職する会計年度任用職員に対しても、職員と同様、自己啓発のための支援策があることが望ましいことから、本制度の趣旨に照らし、組織全体として職員等の自己啓発意欲の高揚や組織力の強化を図っていくことを期待したい。

No. 9 資源回収奨励金

資源回収奨励金の概要及び内部評価について、評価調書に基づき所管課から説明した。

【質疑・意見等】

- 市内の自治会や婦人会、子供会等の地域住民で組織する営利を目的としない、5世帯以上で構成されている団体が本制度に登録して活動しているという理解でよいか。
 - そのとおりである。
- 全部で何団体登録があるのか。
 - 合計で38団体である。
- 団体ごとの増減はあるのか、内訳を知りたい。
 - 自治会25団体、PTA5団体、NPO2団体、その他6団体である。
- その他の団体は具体的にどういう団体なのか。
 - 市内のスポーツ団体等である。
- 自治会が多い印象である。ピーク時の団体数は、どの程度だったのか。
 - 手元にある資料で回答するが、平成30年度は56団体である。内訳は、自治会31団体、PTA8団体、NPO3団体、その他14団体である。
- 主に自治会やPTAが積極的に資源物回収をしていたが、現在は減少しているという理解でよいか。
 - そのとおりである。
- 38団体という登録団体数とは別に207件という補助金交付決定数が示されているが、関係性がよく分からない。
 - 補助金交付決定数は、各団体からの申請に対する奨励金の決定件数である。一つの団体が年間に複数回の資源回収活動を行っている。
- 活動が活発な団体は、その都度、本奨励金の申請をしているのか。
 - そのとおりである。回収品目は、再利用可能な紙類、布類、鉄類、アルミ類、びん類、雑品類、ペットボトル及び廃食用油としている。

団体に対しては、回収した資源物 1 キログラム又は廃食用油 1 リットルにつき 8 円の奨励金を交付する。

- 単純に補助金交付決定件数を平均すると、各団体で約 5 回、奨励金は 5 万円程度、おおむね二月に 1 回程度は資源回収の活動を行っているという理解でよいか。
- そのとおりである。
- 回収量として考えると少なく、ボランティアのように資源回収を行っている。奨励金は団体の活動に多少役立つという感じなのか。
- P T A で団体資源回収に参加すると市からの奨励金のほか、資源を持ち込んだ資源買取業者からも資源量に応じた売却代金をもらえるので、P T A の活動資金として運用できる。
- 回収された資源物は、市のリサイクルセンターに無料で引き渡すと思っていた。きちんと業者に買い取られ、登録団体にも奨励金が交付されるので、結構な金額になっていると知った。
- 逆の考えもある。業者に持ち込む際の運送費用や、資源物の引き取り時の処分費用が高騰していることから、団体で協力して資源回収して売却代金や奨励金をもらっても、次第に割に合わなくなってしまうだろう。

例えば、自治会単位でみると活発な地域もあるだろうが、高齢化が進んだ自治会では資源物を運搬するトラックを確保するのも難しい。数年前から手間がかかり大変だからとびん類の回収を止めて、新聞等の紙類のみを回収している自治会もある。

それに加えて資源回収品目の単価も昔と比べて変化している。現在は 1 キログラム当たり単価 8 円だが、一昔前は段ボールや古紙は非常に高い単価で業者が引き取ってくれていた。

- どの位違うのか。
- ピーク時は段ボール単価が 3 7 円だと記憶しているが、それに加えて市から資源回収奨励金が交付されるので 4 0 円程度だったと思う。キログラム単価に換算すると、1 回の資源回収だけで数万円の収益につながる時代もあった。

しかし、現状では回収業者が引き取らない状況になり、逆に資源回収してもらうために費用を捻出して依頼する。品目にもよるが、びん類は一般の店舗も処分に困り、市内の引き取り業者も限られる。衣服は海外でも売れるが、布団は有料で処分費用がかかると聞く。ごみとして取り扱うとなれば、資源回収にも手間暇がかかるのに単価 8 円での奨励金の額は見合わず、資源回収をやらなくなってしまう現実もあるだろう。

- 確かに市場価値が変動しているなら、市場価値のない資源物に対しては、ますます回収したくなくなってしまう。
- ごみ問題を考えるには、それらを考慮して社会情勢に合わせて、本奨励金の資源品目の単価を変更していく必要もあると思う。基本的に資源回収を行う団体は営利目的でない団体が多いので、その方達にもっと活発に資源回収をしてもらうには、効果的な仕組みづくりを考案できるとよい。市の目的がごみ減量であれば、今後は少し予算を積んででも推進していくことが望ましいと思料する。

- 本事業の対象品目は、市で回収するごみの資源回収対象に含まれているのか。
- 含まれている。紙や鉄、缶など市民が出すものは対象となり、事業者は対象外になる。
- 業者に買い取ってもらうために処分費用を支払うなら、市のリサイクルセンターに無料で引き取ってもらえばよい気もするが、ごみの資源化を考えると、そうはいかないのだろう。
- 団体が回収する品目としては、紙類やアルミ、びん類が多い。その中でも、古紙などの紙類は、市内事業者で値段が付いているので、大部分を占めている状態である。
- 資源として回収される品目は、ごみの総排出量との割合はどうか。
- 市の廃棄物総排出量に占める本事業に基づき回収された資源対象品目の割合は、令和5年度は約1.4%であり、令和6年度は約1.5%である。
- ごみの発生抑制と再利用を考えると、古着はリユースなど様々な形でリサイクルされるようになったイメージがある。大田区では地域と商店街が協力して古着を集め、回収した古着を美大生と一緒に新たにファッションデザインをしたり、デザインできない古着は繊維として、まとめ硬く加工して椅子を作るプロダクトがあり、会社まで創設している。ごみの発生抑制だけではなく、そういうリサイクルを地域や市で連携し、リサイクル企業と結び付けることが大切ではないか。アイデアは簡単で、実際にやるのは非常に大変だと思うが、そういうことを考えていかないと、なかなかリサイクルは進んでいかないように思う。
- 本市でも布類をリサイクルしている。布類は資源回収日に回収するが、まだ着用できる衣服は指定のない透明な袋で出すことができる。それを市で回収し、資源回収業者に引き渡している。また、市内事業者と協力して資源回収の協定を締結しており、大型商業施設に専用の衣類回収箱を設置し、そこで衣服を回収し、リサイクルにつなげる取組も行っている。他の事業者との連携した取組も行っていきたいと思う。
- リサイクルに地域が関わることができるとよい。資源物を集めて業者に買い取る取組も資源回収の割合として1.5%程度の成果があり、意味があると思うが、リサイクルや循環型経済に移行する動きが世の中でも始まっているので、対応できるよう目指してほしい。
- ごみ減量化を図るのが最大目標だろう。家庭ごみ有料化及び戸別収集が導入されて実際に減量化には結びついたのか。
- 令和4年10月に家庭ごみ有料化及び戸別収集を導入しており、令和3年度と令和6年度の実績で比較すると、ごみ総排出量は令和3年度の2万191トンに対し、令和6年度は1万7,168トンで、3,023トン減少し、割合も15%減少している。
- 全てのごみが減少したのか。
- ごみの収集量は減少しており、家庭ごみ有料化の導入による影響と考えている。導入前の令和3年度1万3,071トンから導入2年後の令和6年度1万770トンで、2,301トンの減少、17.6%

減となっている。

- 資源回収量はどうか。
- 資源回収量は、令和3年度は4,798トンであったが、令和6年度は4,210トンになり、588トン減少し、12.3%減となっている。
- その資源回収量は市で回収したものと、集団回収したものが全て含まれるのか。
- 含まれている。
- 回収量が減少した資源物の品目は何か。
- 可燃性資源物、不燃性資源物等のうち減少が顕著な品目は大半が古紙である。他に鉄類も減少した。
- それらの回収量が減少した理由は何か。
- 要因としては、スマートフォン等の電子媒体の普及や、プラスチックが多く使用されることで鉄類が減少したことで、全体の資源回収量が減ってきているためと思われる。また、分別化が進み、ごみ排出量が減少したこともあると考えている。
- 家庭ごみの有料化及び戸別収集が導入された結果、ごみを分別して出来る限り減らそうと考える意識付けがされ、以前より良くなった印象を受ける。市全体のごみ排出量が減るのは大変良いので導入による効果があったと思う。
- そういう中で更に啓発していこうと考えると、地域団体への協力を依頼していくことは、それなりに意味があるだろう。
- 先ほどの資源回収の割合の約1.5%はどう算出したのか。
- 市内のごみ総排出量に対して、本事業による集団回収された資源回収量の割合を示している。
- 具体的に知りたい。
- 令和6年度のごみ総排出量1万7,168トンのうち239トンが資源回収されている。なお、割合を算出する際の単位をキログラムとしているため端数には誤差がある。
- 登録団体として活動するには、資源再利用を促進しようとする方や、活動資金に役立てようとする方などともいると思う。本制度の利用者の立場から考えると、処分費用や運搬費用がかかるなら、その費用のうち半分でも市で補助されるなら活動を継続するという団体もいるかもしれない。そう考えれば制度を見直す根拠となるように思えるが、今後、単価8円の設定金額を見直すのか、仮に見直す場合の方向性など、所管課の考えを知りたい。
- 今後は、令和9年度に一般廃棄物処理基本計画を策定するに当たり、前年度の令和8年度に市民意識調査を行う予定である。本制度についても設問を設定し、事業の認知度や有効性を検証した上で見直していきたいと考えている。
- どのような設問を設定するのか。
- 検討段階ではあるが、本制度を知っているかや、奨励金の金額設定について、単価8円が高いか、安いか、同額でよいかを設問に含めたいと考えている。また、段ボール単価8円、アルミ缶単価50円など、回収する資源物の品目によって奨励金の金額設定を変えた場合の意

見も聴取することを検討している。本制度の未登録団体、あるいは過年度登録して現在は未実施団体に対して、どういう制度なら実施できるかを聴取し、それら市民意識調査のアンケート回答結果を踏まえて検討、整理した上で方針を決め、本制度に反映させていきたいと考えている。

- 市民意識調査は世帯数など範囲を絞りサンプリングするのか。
- 無作為抽出した2,000世帯に対して調査する予定である。
- 登録団体に対しても調査を実施するのか。
- 登録団体への調査は予定していない。
- 現行の単価が高いか、低いかや、処分費用や運搬費用などの持ち出しがあるかなど、ピンポイントでのニーズやコストの感覚を把握するには登録団体にも意見を聴取しないと分からないと思う。団体に対しても同様の設問で調査を行うほうがよい。
- それも対応したいと思う。
- 啓発はしているのか。
- 本事業の団体数を増やすための方策として、現在登録している活動団体に対しては次年度以降も引き続き登録するよう依頼し、過年度登録していた団体に対しても再度登録しないか勧奨し、各種通知を送っている。また、地区会館や公民館等の公共施設にアンケートを設置して当該施設を利用する団体に対して本制度の調査ができるか検討していきたいと考えている。
- 本制度は、登録団体が回収した資源物を回収業者に引き渡し、その際に受け取る伝票を添付して申請することで、奨励金をもらえるという理解でよいか。
- そのとおりである。
- 資源物を引き渡した後に奨励金をもらうなら、出来る限り登録団体にとって申請しやすくなるようにしたほうがよい。現在は、昔に比べて登録団体が回収した資源物を持ち込む回収業者も減少している。市から登録団体に対して、資源物を回収して持ち込める市内の回収業者を案内してはどうか。

段ボールなどとは違い、品目によっては手作業で計る手間があり、更に回収品目ごとで持ち込む回収業者が3、4か所に増えてしまえば、団体で自主的に回収してくれる品目も減ってしまう。せっかく持ち込んでも引き取ってもらうのに処分費用がかかれば更に回収する品目は減るだろう。

単価設定と処分経費をどう折り合いをつけるかは検討を要するが、手間や負担を考慮して市で推奨する回収業者を案内したり、ごみ減量や資源化につなげるため、各団体が活動しやすくなる形をとってもらえるとよい。
- 御意見を参考にさせていただく。
- 本制度の単価について伺いたい。
- 本制度は昭和62年に導入されたが、当時は1キログラム当たり単価3円で開始した。その後、各市の資源回収奨励金の単価と比較検討しながら単価の増減を繰り返し、現行は単価8円の設定である。
- 他市の単価設定はどうなのか。

- 資源化率が高い自治体は、1キロ当たりの単価の設定額も高い。本市では資源化率が高順位の多摩26市中1位から3位までの単価を注視しているが、多摩26市中の順位で1位及び2位は単価10円に設定し、3位は単価5円に設定している。また、小平・村山・大和衛生組合に中間処理を依頼しているため、関係自治体の小平市や東大和市よりも単価設定が高くなるといけないので制度の均衡を図りながら同等となるよう注視している。
- 関係自治体2市の単価設定はどうか。
- 関係自治体の2市もおおむね同等の金額となっている。単価設定が高ければ効果も上がると思っているが、近隣市の状況を踏まえながら考えていきたいと思う。
- 近隣市に合わせなければならない理由は何か。
- 小平・村山・大和衛生組合の話も関係しているが、他にも資源回収にかかるコスト面を意識しながら本事業を継続していくことを考慮している点にある。
- それはなぜか。
- 別の視点で見ると、本事業には欠点もあると考えている。本市では、行政による資源収集と、本事業の地域住民等で組織する登録団体による集団回収という二重の収集体制となっている。その結果、集団回収した登録団体への奨励金を交付するので、その交付額も行政収集のコストに上乗せされ、全体のコスト増の側面もある。
しかし、武蔵村山市廃棄物減量等推進審議会における複数の委員から寄せられた意見にあるように、地域におけるリサイクルの動機付けといった、市民のリサイクル意識の啓発という観点からは必要である。また、事業の目的である廃棄物の発生抑制及び資源の再利用の推進を図ること、自治会や野球チーム、ボランティア団体等の育成と行い、それら団体の活動費の助成という側面を考慮すると、今後も実施していかなければならない事業という認識である。コスト面を意識しつつ、本事業を継続していくとなると、他市の資源品目の単価設定もある程度考慮していく必要があると考えている。
- 一つのごみ焼却施設を複数市合同で管理・運営しており、その関係市で衛生組合を組織する。関係市は同じごみ処理場に各市で排出されたごみを持ち込むことになるため、同じ1キロ当たり単価幾らという設定には関係自治体で合わせた方がよいというのは分かる。
- 御指摘のとおりである。そういう点も考えながら、他市との均衡を図る必要がある。
- これまでの話をまとめると、本事業は、再利用可能な資源の回収を実施した団体に対し、資源回収量に応じた奨励金を交付するものであり、廃棄物の発生抑制及び資源再利用の推進を図る上で、一定の意義が認められることから、今後も継続することが適当である。
他方、近年、登録団体数は減少傾向にあることから、制度の利用促進を図り、登録団体の活動をいかに活発化させ、資源の有効利用を図るかが課題となっている。
登録団体が減少に至っている理由は二つあると考えられる。一つには、地域コミュニティを取り巻く環境の変化があり、本事業の登録

団体の主である自治会は高齢化により活動自体が縮小している背景が考えられる。もう一つには、登録団体は、奨励金のほか、資源を引き渡した資源回収業者から資源回収量に応じた売却代金を受け取れるが、市場価値の変動等により、品目によっては新たに処分費用が発生し、実際の回収活動とのコストが見合わずにかえって負担が大きいことが考えられる。

よって、ごみの資源化及び減量化につなげるため、本制度の利用に至らない理由等について市民及び登録団体に対して実態を調査し、対策を講じることが望ましい。

また、市として本事業の目的をごみの資源化として特化させるのであれば、その目的に沿った市民のリサイクル意識の啓発活動をしていくことが肝要である。そのためには、ごみの資源循環が促進されるよう、社会情勢や他市の動向を注視して調査研究し、必要に応じて運用方法や補助単価の見直し等を含めて検討し、発展させていくことが望ましい。

No. 1 3 私道整備補助事業

私道整備補助事業の概要及び内部評価について、評価調書に基づき所管課から説明した。

【質疑・意見等】

- 平成24年度以前は私道所有者への補助を行うのではなく、所有者から要望に基づき市が公費で整備していたのか。
- そのとおりである。平成23年度まで私有道路の所有者の申請に基づき市が公費で改修工事を実施していたが、平成24年度から現在の補助制度へと移行している。
- それは補助申請が増えてきたことにより、全額公費で捻出するのではなく5割から8割の補助としたのか。
- そのとおりである。あくまで跡地などの施設も含め私有財産に当たる。私有財産を市の公費で改修工事を発注し、工事を実施するというのは、やはり公平性の観点からは好ましくないと判断し、平成24年度から変更した。
- 本制度について、他市の状況を見ると6市が実施していないが、市で別に何らかの整備事業を行っているということか。
- 地権者が自費で私有道路を改修している。
- 市で税金を負担する論理として、私有道路は個人の財産だが、通学路や避難経路として利用する公共性が高い道路でもあるとすれば、その公共性のある道路は整備が必要だと思料する。また、通学路や避難路など、災害・防災の際の避難などに実態として使われてる、あるいは震災が起きたときに道路は逃げるためにとても重要なルートなることがあるとすれば、そこはしっかり整備していくことが重要だと思料する。その点で市から補助制度として公費を一部支出しているという理解でよいか。
- そのとおりである。あくまで公共性の観点という意味合いからすれば、その道路が公道であっても私道であっても公共的な施設とい

う位置付け自体は変わらないと思料する。ただ、あくまで財産の権利では、公のものか、個人のものかが違う。その違いを踏まえた上で、市で工事を施工するのではなく補助金を交付して個人で工事を施工してもらおうという理解である。

- 私有道路の定義を伺いたい。大規模な土地開発行為で住宅が多く建築されると建築法上は道路を築造しないとイケない。その道路の土地の筆を近隣住民で共有することもあるが、その道路を指すのか。
- 今の話の住宅開発の際は、都市計画法上の開発行為がそれに当たるが、それに伴い築造された道路は、原則は市に帰属されるものが多い。
- 道路の土地の筆を、近隣の住民が共有名義で所有することもあると思う。
- 確かに昔はそのような開発行為によらず個人で所有していたので、道路の所有名義に関しては、元の地主がそのまま所有する場合、沿道に居住する住民が共有名義で所有する場合、当該土地を開発した不動産業者が所有する場合など、様々であった。
- 公道か私道かの区別はどうか。
- 公道か私道かを判断するには、当該道路が市に帰属するか、しないかという違いである。
- 一般の人は、ひと目みて道路が公道か私道かは判断できないのではないか。
- 御指摘のとおり、普段その道路を利用する人でも判断できず、見た目だけでは分からない。
- ある道路を私有道路として認定するのに、一定の要件さえ満たせば認定手続を経て、私道として認定するのか。それとも私道とはみなさないのか。
- 私有道路としては、実際に当該道路が行動、開発行為とかで作られた部分で行動になるというふうなことの手続上では二種類ある。一つは、当該道路が公道から公道に接続してつながっている道路で、その場合は「道路認定」という道路法に基づく手続を経て認定された道路である。もう一つは、市議会の建設環境委員会へ附議し手続する必要がある。事例として多いのは、いわゆる「突っ込み道路」と呼称する行きどまりの形状の道路である。それは市の認定基準に合致しないので、本市では認定外道路と名称を付けている。道路法によるものではない形になるが、市で管理している。どちらでも市の公道として取り扱うには手続することになる。
- 「私道」と呼ぶ道路は、公道認定されていない道路で、実態的には不特定多数の人が行き来する通路があれば、「私有道路」と呼んでいるという話でよいか。
- そのとおりである。法律的に「私道」という用語はない。最も分かりやすい用語なので俗称として利用しており、定義上の公道ではない道路全般に対して用いている。
- ただし、実態上で通学路に使用したり、防災上の避難経路の問題を考えると、私道の土地所有者が舗装や整備のため補助を申請すれば、一定の条件が満たされているなら5割又は8割で補助を受けられる

という理解でよいか。

- そのとおりである。
- 私有道路をイメージすると居住者以外禁止の道路を想定する。偶然四角い土地で道路も反対側に抜けられる道路だから、抜け道として利用されるものもある。
- 本事業は、年間に計上する予算額が決まっているため、予算の範囲内で工事を執行することになる。
- 私有道路は、どういう道路を指すのか。
- 一般的に「私有道路」と呼ぶ道路は二つある。一つは、住宅開発に伴い築造されて、都市計画法に基づき整備される道路で、建築基準法42条1項4号道路とも呼んでいる。もう一つは、建築基準法42条1項5号道路で、通称では位置指定道路と呼ばれる道路がある。その道路は、あくまで住宅を建築するには建築基準法という道路に接道してなければならないというルールがあり、当該道路を築造して建築する際に築造される道路である。その二種類を一般的に「私有道路」とみなしている。
- 割りとは定義がはっきりしている印象である。
- ただ、その定義にある二種類のいずれにも合致していないが、何となく道路として利用されているものも全くないと言えない。
- それは補助対象に含まれるのか。
- 市で規定する「私有道路」の定義は、先ほど挙げた一般的な私有道路の定義とは異なる。
- 本市の私道の定義を伺いたい。
- 補助の対象とする私道については、武蔵村山市私有道路整備事業費補助金交付要綱第3条に規定しており、次のとおりとしている。一つは、その敷地の境界が明確になっているものであり、「幅員4メートル以上、かつ、奥行き20メートル以上の私道又は幅員4メートル未満の私道」で「ア 公道から公道に接続している私道」又は「イ 公道に接続する奥行き20メートル以上の袋路の私道で、沿道に住居として現に使用されている住宅が5戸以上あるもの」としており、もう一つは、「前号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める私道」としている。そのため、建築基準法に位置付けてあるかどうかではなく、要綱上は、あくまで道路という不特定多数の人が使用する公共性の観点からみて判断している。
- 建築基準法に基づく道路の話をしたのは、実際に補助対象とするかを、二つの定義の要件に該当するかを確認するためなのか。
- ほぼ定義の要件に該当するものである。
- 実態がそうなので審査する際に見る必要がないという理解でよいか。
- 御指摘のとおり、本事業の申請状況や交付実績の実態をみると、本市だけでなく、国内でもほぼ9割以上は、二種類のいずれかの定義に合致する道路である状況となっている。
- 駐車場は対象とならないが、偶然、公道に接続する道路で抜け道と利用される道路など、実態を確認して補助対象となるかを状況確認することになると思う。

- 私道の実態の状況確認をするのか。
- 確認している。
- 要綱第3条第1項1号には、幅4メートル以上の公道から公道に接続する私道、あるいは沿道に5戸以上の建物があるものとある。
他市の状況を見ると、瑞穂町及び国立市の要綱上の規定は、当該道路の両端が公道に接続していないと補助対象には該当せず、袋路の場合は認めないとあった。
袋路でも沿道に5戸以上あれば、公共性はある程度認められ、また、災害時の避難路としての利用を考慮して道路を整備する必要もあると思うので、本市の要綱は公共性に一方踏み込んだルールを独自に設けているように感じたが、いかがか。
- 都市計画法で開発行為に伴い住宅を建築する際に築造された道路など、公道から公道に抜ける道路を整備する業者もいる。しかし、実態としては、いわゆる「突っ込み道路」という公道に接することのない行き止まりの形状の道路が比較的多い印象である。
あくまで公共性を踏まえると、都市計画法の規定上は、都市計画事業の終了後は市に帰属する取扱いになる。本市では過去に築造された道路で、市に帰属していない道路も同様に取り扱うものとしている。公道から公道に接する私道の場合は、やはり不特定多数の市民が利用する。他自治体も同じルールかは不明だが、そういった私道の場合は、道路認定という道路法の位置付けがとれる道路である。
- 他市はどういう考えなのか。
- おそらく他自治体で公道から公道へ接続する道路と条件付けとするのは、その点を重視していると考えられる。
- それは、いずれ公道として市で管理するようになる点を着目した上で、公費から捻出し、道路を整備しようという考えなのか。
- 他自治体のため明確な意図は分からないが、本市の考え方から類推するという考えもあると思う。
- 要綱の第3条第1項第2号の「前号に掲げるもののほか、特に市長が必要と認める私道」という条項について伺いたい。例えば、同条同項第1号のイにある「公道に接続する奥行き20メートル以上の袋路の私道で、沿道に住居として現に使用されている住宅が5戸以上あるもの」が、実際には袋路の私道で住宅が3戸であるケースは、個別に申請のあった当該道路の形状などを確認し、補助を認める場合もあり得るのか。
- そういう状況もあり得ると考えている。
- 都市計画法で定められている公道から公道に接続してつながる道路は、道路として構造の必要な機能や外形的な要件があるものは、公的な道路として認められやすいということか。
- 都市計画法で帰属することと記されているが、実際に地主が所有するという場合は、法律に記されるから市に帰属させるということはない。あくまで考え方に則ることになるので、実際の結果は私道となることもある。その他は、そこまでの規定がない状況の中、昔に築造された古い道路は私道の場合が多い。
- どちらかといえば、古い道路の方が多いのか。

- 御意見のとおり、比較的多いと思う。
- 突っ込み道路の話があったが、将来的に現行の要綱上の規定などの条件を変えることはないのか。
- 今のところ変更する予定はない。これまでに要綱を二度改正している経過があり、おそらく何らかの課題が持ち上がったことで、それを是正するための改正であったと思われる。今後、何か別の要因が発生した場合は改正する可能性はあるだろうが、現状では突っ込み道路の補助金交付に際して、所管課として課題や懸念事項はないので、改正する予定はない。
- 財源について伺いたい。私道の補助に対しては、地方交付税の計算時に算定の対象となるのか。
- 地方交付税の算定対象となるのは、道路法に規定する道路の延長である。突っ込み道路のような認定外道路は、算定基準には含まれない。
- 具体的にはどういうものか。
- 公道から公道に接する道路と認定されていればよい。市道として認定されているなら算定対象となる。しかし、ある道路が、偶然にも公道から公道に接続しても、それが私有道路である場合には算定対象に含まれない。
- その場合の工事に係る費用は、全額市費となるのか。
- そのとおりである。
- 公共的な目的で言えば、私有道路の中で条件の悪い道路など、例えば通学時に危険のある箇所なら、やはり改修したほうがよい。しかし、その私道を整備する際に、市有地ではなく私有地だから、地権者から申請しないと本事業の助成対象にならず、改修できない点は問題であるように思う。
- 例えば、学校関係者やP T Aによる交通安全や通学路点検や、自主防災組織で避難経路の確認点検などで、危ない箇所を把握することもあるだろう。危険な道路を整備するよう要望があった際は、私道であっても危ない箇所は、もっと積極的に整備していくことはないだろうか。現状は、どちらかという土地権者からの申請待ちなのか。
- 御意見のとおりである。
- そういう情報や要望を道路下水道課に提供してもらう必要や、そもそも実際に情報や要望を挙げてもらうことかが可能なのか。
- 直近の2か年は交付実績にはつながらなかったが、地権者から事前に相談を受けている。近隣住民で相談してから申請というケースはなく、地権者1名から問合せを受けるケースが多い。
- どういう申請相談だったのか。
- 令和7年度改正した内容にも当たるが、以前は、当該道路の土地所有者全員の同意が必要と規定していた。令和3年に民法が改正され、土地所有者全員の同意ではなく半数の同意という規定に変更した。
令和6年度の申請相談の中で、その旨の相談が地権者から提示され、所在不明の方がいるため、所有者全員の同意が求められずに困っているとの内容だった。
民法改正やその相談を踏まえて、少しでも利用しやすくするため

要綱改正して条件を変更した経緯がある。

- 積極的な利用に結び付くか。
- 令和5年度及び令和6年度ともに交付実績はなかったが、本事業の予算も決して潤沢にあるわけではない。令和7年度は既に当初予算で計上した金額を超えている。予算の範囲内で事業を執行していく以上、あまり市で積極的に利用勧奨に動きづらい。
- 公共性の視点から考えると、私道だからと区別する必要はないように思う。利用者の立場からは利用する以上危ないものは改修していかなければならない。
- 御意見のとおりである。
- 公共性の観点から判断した改修基準があるとしたら、道路の状況を何らかの形で把握しておく必要がある。しかし、それを道路下水道課が全てを担うのは負担である。防災や教育の関連部署なら交通安全点検や通学路点検を実施する中で把握した危険箇所があるだろう。その情報を道路下水道課も共有して把握していく必要があり、それを基に、予算の範囲の中で地権者への声かけなどをしつつ、対応できるとよい。
- いわゆる私有道路という道路が、市内にどの位あるかが所管課でデータを所有していない。道路図面や地図を実際に比較しながら、公道か私道かをイメージにする形になる。
- 道路下水道課で地図を見て危険箇所を特定していくのは負担が増える話だと思う。逆に、ユーザー側が危険度をチェックするなど、確認する仕組みがあり、危険箇所の情報を把握して、それを道路下水道課としても共有していることが大事だろう。道路の中での危険な箇所を把握し、それが本事業の補修対象であれば、地権者への申請につなげるよう働きかけることができそうである。
- 令和5年度及び令和6年度決算のように、本制度の申請がなく予算も消化されていない状況なら、働きかけることもできるかもしれないと思う。
- 御意見について、実際に手段として取っていなかったが、該当する地権者へ声かけを実施していくことも、選択肢の一つとなると思う。
- これまでの話をまとめると、本事業は、私有道路の整備工事等を行う者に対して、その整備工事等に要する費用の一部を補助することで、私有道路における交通安全確保と利用者の生活環境の向上を図るものであり、その意義が認められることから、今後も継続することが適当である。

現状、私有道路の維持管理は土地所有者に委ねられているものの、私有道路が不特定多数の通行人の用に供され、各種ライフラインを設置する公共的な性質を有することを考慮すれば、本事業の趣旨に照らし、市でその必要な整備を図るべく働きかけ、本市の生活道路網の整備に寄与していくことが肝要である。

よって、予算の制約はあるものの、防災・防犯の観点から、所管課の範疇を超えて他課の協力のもと、学校や保護者、警察等が連携して実施する通学路合同点検や自主防災組織等による避難経路の確認などにより把握した危険箇所については、土地所有者へ整備を促すな

ど積極的に関与していくことが望ましい。

議題2 行政評価委員会としての意見整理

第4回会議で審議した事務事業2件の外部評価（修正案）及び第5回会議で審議した事務事業2件の外部評価（案）について提示した。

No.12 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

- 原案のとおりでよろしいか。
- 異議なし。

No.10 重度心身障害者おむつ給付事業

- 原案のとおりでよろしいか。
- 異議なし。

No.15 市民駅伝競走大会実施事業

- 前回審議した内容はおおむね反映されている。
 - 第一段落の冒頭の文章で、本事業の意義について記してあるが、実績についても触れた方がよい。姉妹都市との交流事業としても意義が認められるほか、初開催である昭和48年から約50年にわたって実施されてきた歴史ある大会でもあり、幅広い世代から参加者を募り、多くの市民が参加して交流を深めてきたことから、確かな実績もある。その意義と実績に照らして、今後も継続することが適当である旨の文章に修正していただきたい。
- 頂いた意見を踏まえて修正案を作成し、次回の会議で提示する。

No.14 外国青年英語教育推進事業

- 前回審議した内容はおおむね反映されている。
- 第三段落のただし書きについて、学力の向上に寄与するものではないものの、重要であるという主旨は理解できる。全国学力・学習状況調査の結果では学力の向上は認められていないが、それは、当該取組が学力の向上を目指す目的としたものではないこと、また、外国文化や英語への親和性の向上といった成果があるという議論だったので、それを分けて記していただきたい。本事業の開始以降、全国学力・学習状況調査の結果からは学力の向上が確認できておらず、その理由として当該取組が直接的に学力の向上を目的としたものではないためと思料する。本取組による外国文化や英語への親和性の向上といった成果は、学力として捉えにくいものの、国際化が進展する社会で活躍する力の基盤となるものである。学力向上に結び付いていないことは、本事業の重要性を否定するものではない旨の内容に修正していただきたい。
- 第四段落の「さらに、」以下の文章について、英語学力の向上や、外国文化や英語への親和性の向上は、相補的な関係にあると考えられるので、今後もALTによる英語教育環境という強みを生かし、そこで育まれた英語学習への意欲や外国文化への興味関心を英語検定

受験への挑戦などを通じて、全国学力テストの成績向上につなげるよう、他事業との連携を視野に入れた支援の在り方を検討することが望ましい旨の内容に修正していただきたい。

検定だけでは幅広くなるので英語検定に言及した方がよい。

- 頂いた意見を踏まえて修正案を作成し、次回の会議で提示する。

議題3 令和7年度行政評価報告書について

- 議題3「令和7年度行政評価報告書について」を説明する。

当委員会の所掌事項については、これまでの委員会において説明したとおり、本市が行う行政評価について、その公正性及び客観性を確保するとともに、市民感覚を取り入れた評価とするため、外部評価に関することやその他行政評価の実施に関して必要と認めることについて審議し、その結果を市長に報告することとなっている。

そのため、第1回から第6回までの委員会において実施した外部評価の結果については、事務局で取りまとめ、市長に報告する予定としている。

本日は「令和7年度行政評価報告書」について御審議いただきたいと考えているが、本日審議した3件の事務事業に係る外部評価の結果は、今後、書面等により、委員の皆様が確認した後、委員長の確認を経て、当委員会での最終的な決定を行い、現在策定を進めている報告書に反映することとする。今年度作成中の「令和7年度行政評価報告書」についても、基本的な構成は変更がないことから、本年3月に策定した別添資料「令和6年度行政評価報告書」を参照いただき、報告書の構成や外部評価に関する記載を中心に確認いただきたい。

まず、表紙と目次だが、構成については、第1に「本市の行政評価について」、第2に「行政評価について」、第3に「行政評価の結果について」、第4に「行政評価調書」、「参考資料」となっており、本年度においても同様の構成で報告書を策定したいと考えている。

1ページは、本市における行政評価の位置付け及び目的を記載している。

2ページと3ページは、これまでの委員会で御説明したものを含めて、行政評価の対象や評価方法、内部評価、行政評価会議、外部評価などについて記載している。

なお、会議次第5ページから8ページにかけて、イメージとして現在策定を進めている「令和7年度行政評価報告書」に登載する、第1の「本市の行政評価について」及び第2の「令和7年度の行政評価について」を記載しているので参照いただきたい。

4ページと5ページは、行政評価の結果として、内部評価及び外部評価の評価結果を総括として表にまとめ、記載している。

6ページから14ページまでは、行政評価の事務事業ごとの「今後の方向性」について一覧としてまとめている。なお、本年度の行政評価を実施する事務事業については、資料「令和7年度行政評価事務事業一覧」にまとめたので参照いただきたい。

また、本日審議した3件の事務事業に係る外部評価の結果は、当委員会での最終的な決定を行い次第、反映するため関連する箇所を空

	<p>欄としている。</p> <p>15ページから21ページまでは、本報告書に掲載する評価調書として、事務事業評価調書、事務事業評価調書（施設等の整備に係る事務事業）、事務事業評価調書（検討・推進事務事業）、補助金等評価調書及び外部評価調書の順に見方を掲載している。</p> <p>21ページの次のページからは、各所管による内部評価として事務事業評価調書又は補助金等評価調書と、当委員会による外部評価として外部評価調書を記載することとしている。また、事務事業評価調書については、検討、推進などにより実施計画で予算が計上されていない事務事業や、施設等の改修等の事務事業は調書を簡素化することとしている。</p> <p>251ページから256ページまでにわたり、「参考資料」として行政評価実施要綱、行政評価会議の構成員名簿及び会議の審議経過、当委員会の設置要綱、委員の方々の名簿並びに委員会の審議経過を記載している。</p> <p>説明は以上である。</p> <p>【質疑・意見等】</p> <p>○ 令和6年度行政評価報告書の構成を基に、本年度の当委員会による外部評価を踏まえて作成するということである。その他に意見等はあるか。</p> <p>○ 特になし。</p> <p>議題4 その他</p> <p>今後のスケジュールについて、事務局から報告した。</p> <p>■ 今後のスケジュールであるが、第3回から第6回までの会議録、本日審議した事務事業2件の外部評価（案）、第5回で審議した事務事業2件の外部評価（修正案）については、事務局で作成次第各委員に送付し、確認いただきたいと考えている。</p> <p>その後、議題3で説明したとおり、本年度審議した全ての外部評価調書を含め「行政評価の外部評価結果」として整理し、委員長による決定を経て市長に提出することとしたいと考えている。</p> <p>【質疑・意見等】</p> <p>○ 特になし。</p>
--	---

<p>会議の 公開・ 非公開の別</p>	<p><input checked="" type="checkbox"/> 公開 傍聴者： 0 人</p> <p><input type="checkbox"/> 一部公開</p> <p><input type="checkbox"/> 非公開</p> <p>※一部公開又は非公開とした理由</p> <p>[]</p>
------------------------------	--

